



平成 25 年 3 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社 ダイセキ環境ソリューション
代表者名 代表取締役社長 二宮 利彦
コード番号 1 7 1 2 (東証・名証各第一部)
問合せ先 取締役企画管理本部長 村上 実
電話番号 052(611)6350 (代表)

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 8 月 31 日(土曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する当社株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 8 月 31 日(土曜日)最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。平成 25 年 3 月 29 日現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

株式分割前の当社発行済株式総数	59,863 株
今回の株式分割により増加する株式数	5,926,437 株
株式分割後の発行済株式総数	5,986,300 株
株式分割後の発行可能株式総数	12,800,000 株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成 25 年 8 月 15 日(木曜日)
基準日	平成 25 年 8 月 31 日(土曜日) 実質 平成 25 年 8 月 30 日(金曜日)
効力発生日	平成 25 年 9 月 1 日(日曜日)

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(5) その他この株式分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定いたします。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成 25 年 9 月 1 日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

平成 25 年 9 月 1 日(日曜日)

上記の単元株制度の採用に伴い、平成 25 年 8 月 28 日(水)をもって、証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により平成25年9月1日付をもって当社定款の一部を変更いたします。

株式の分割の割合を勘案し当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。

株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。

現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。

第6条の変更及び第7条の新設の効力発生日を定めるため、附則1を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更後
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>128,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>12,800,000株</u> とする。
(新設)	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第7条～第35条 (条文省略)	第8条～第36条 (現行どおり)
(新設)	附則 <u>1. 第6条の変更、第7条の新設及びこれに伴う条文の繰り下げは、平成25年9月1日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u>

なお、本年5月22日(水曜日)開催予定の第17回定時株主総会において、上記内容とは別に、単元未満株主の売渡請求、単元未満株主の権利制限に関する規定の新設及び株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の一部変更を行う定款変更議案を付議する予定です。

以上